

## 「住民税非課税者の年金収入に係る雑所得」についての見直し

介護保険制度では、所得等の状況に応じて保険料段階や利用者負担額等を判定する仕組みとなっており、住民税が非課税の者については、「年金収入金額」と地方税法上の「合計所得金額」(収入から必要経費を控除した額)を加えて得た額を所得指標として判定している。

下記の例のとおり、公的年金等の収入(100万円)のみがある場合、現行では1月1日現在64歳で65歳になった者と1月1日現在65歳以上の者の公的年金等控除額が異なるため、1月1日現在64歳で65歳になった者の「年金収入金額(100万円)に合計所得金額(30万円)を加えた額(130万円)」と1月1日現在65歳以上の者の「年金収入金額(100万円)に合計所得金額(0円)を加えた額(100万円)」に差が生じてしまう。見直し後については、「合計所得金額には年金収入に係る雑所得を控除して得た額を用いる」とこととなるため、1月1日現在64歳で65歳になった者の指標(100万円)と1月1日現在65歳以上の者の指標(100万円)が同額となる。

